

執筆者:

E-mail✉ [吉本 祐介](mailto:kyokubo@nishimura-asahi.com)

E-mail✉ [Jeanne Elisabeth Donauw¹](mailto:jeanne.donauw@nishimura-asahi.com)

E-mail✉ [Raissa Richka Jonah¹](mailto:raissa.richka@nishimura-asahi.com)

E-mail✉ [Kathleen Cateliya¹](mailto:kathleen.cateliya@nishimura-asahi.com)

インドネシアにおいて、EU の GDPR を参考に個人情報保護法(以下「PDP 法」という。)が初めて制定された。

PDP 法は、インドネシア内外の行為に適用され得るが、インドネシア領域外で実施される行為については、(a)インドネシア領域内に影響を及ぼす行為、または(b)インドネシア国民に影響がある範囲でのみ適用される。

PDP 法が潜在的に広範な影響を与えることから、各企業において、PDP 法が自社の既存の事業の業務遂行にどのような影響を与えるかを理解することが重要となる。以下では、事業全般に関連すると思われる PDP 法の要点について説明する²。

1. 個人情報の分類

PDP 法は、電子的記録に限らず広く個人情報を保護の対象としている。特に、単独であるか、他の情報と組み合わせたものであるかを問わず、直接的または間接的に、個人を識別できる、または識別可能なデータに重点が置かれている。

PDP 法は、個人情報を、大きく①一般的なデータ(氏名、性別、国籍、宗教、婚姻状況等)と、②特定のデータ(個人の健康、診療記録、生体情報、遺伝情報、犯罪記録、児童の情報、経済情報等)に分類している。この分類は、個人情報管理者及び個人情報処理者が特定のデータを扱う場合、義務が加重されることから重要となる。

2. PDP 法の対象

PDP 法は、個人情報に関して管理者と処理者を区別している。

「管理者」は、個人情報の処理の目的を設定し、その管理を行う当事者であり、「処理者」は、管理者のために個人情報を処理する当事者である。PDP 法に関しては、管理者は、自らの指示に基づき処理がなされる範囲で、個人情報の処理について引き続き責任を負う。

3. データ処理に関する同意要件

PDP 法は、個人情報を合法的に処理するために、原則として、データ主体(すなわち個人)からの明示的な同意を要求している。同意は、書面または口頭のいずれでも可能であり、電子的手段または非電子的手段のいずれによっても行うことができる。同意を要請する場合には、少なくとも次の必須情報が含まれていなければならない。

- (i) データ処理の目的

¹ 提携事務所所属

² PDP 法はまだ公布されていないため、本ニューズレターの内容は、2022年9月20日に政府の公式ウェブサイトに掲載された法案に基づいている。

- (ii) 収集される情報の詳細
- (iii) 保存期間
- (iv) データ主体の権利

同意の要請が不明確、アクセスが困難、または簡潔で明快な言葉で表現されていない場合、同意は無効とされる可能性があることに注意する必要がある。

データ主体からの同意がない場合であっても、PDP 法に基づきデータ処理を行うことが認められる場合があるが、本ニューズレターでは割愛する。

同意に関して PDP 法は、個人情報処理の際に、個人情報の管理者にデータ主体から正当な同意を得たことを証明する義務を負わせている。

PDP 法は、電子的手段により同意を行うことが可能であることを示すため、電子的情報及び電子的文書が証拠として利用可能であることを明確にしている。

4. データ主体の権利

PDP 法におけるデータ主体の権利には、以下のものが含まれる。事業者は、これらの権利を遵守し、その履行を確保しなければならない。

- (i) 目的、処理の根拠、説明責任の明確化を求める権利
- (ii) 個人情報の補完・更新・修正を求める権利
- (iii) 個人情報の記録にアクセスし複製する権利
- (iv) 個人情報の処理を終了し、個人情報を撤回し、または破棄させる権利
- (v) 同意を撤回する権利

PDP 法では、管理者が PDP 法の規定に準拠するようにシステムを調整するため、2 年間の猶予期間を設けている。データ主体が個人情報の更新や同意の撤回、また、上述の権利を行使できるように、この期間にシステムに必要な調整を行う必要がある。

個人情報の漏洩が発生した場合、管理者は 72 時間以内に、関連するデータ主体及び特別委員会(以下に記載のとおり、インドネシア大統領により任命される)に書面で通知しなければならない。通知には、少なくとも対処及び回復に向けた措置が含まれている必要がある。

5. ローカライゼーション及び移転

PDP 法は、管理者または処理者がデータセンター及びリカバリセンターをインドネシア国内に設置することを義務付けていない。

インドネシア国外へのデータの移転について、管理者は、移転先の国が少なくとも PDP 法で定められた個人情報保護基準を充足していることを確保しなければならない。移転先の国が PDP 法で定められた基準を充足していない場合には、関連するデータ主体から事前の同意を得る必要がある。

法人が合併する場合、PDP 法は、合併に伴うデータの移転について、合併当事者に各個人へ事前及び事後の通知を行うことを義務付けている。

6. 禁止、行政上及び刑事上の制裁

PDP 法は、個人情報の収集、開示、使用、加工、改ざんに関する制約を規定している。

PDP 法に違反した場合、行政処分や刑事罰が科される可能性がある。行政処分は、警告、データ処理の停止から、法人の売上げの 2%を上限とする制裁金まで、多岐にわたる。

刑事罰の内容は犯罪の種類によって異なる。法人については、個人について定められた罰金の最高金額の 10 倍以下の罰金

を課される可能性がある。PDP 法では、資産の没収、事業活動の停止、事業免許の取消、解散などの追加制裁も規定されている。

PDP 法はインドネシア大統領に対し、個人情報に関する違反の疑いの報告を受け、紛争が発生した場合に裁判所外での解決を促進することなどを役割とする特別委員会を設置することを義務付けている。

7. まとめ

PDP 法については、(i)インドネシア国外に所在するインドネシア人も保護の対象とされていること、及び(ii)企業が行政処分または刑事罰を受ける可能性があることが重要となる。

PDP 法は、個人情報保護に関する包括的な法律であり、今後 2 年間の移行期間中に詳細を定める規則が制定されていくことになる。当事務所では、施行規則の制定についても注視しており、今後も最新情報を提供していくことを企図している。

本ニュースレターに関して何かご質問がございましたら、当事務所に電話または電子メールでお問い合わせください。

本ニュースレターは、インドネシアの独立の事務所であり、西村あさひ法律事務所と提携関係にある Walalangi & Partners と共同で作成しています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 